

蟹江町空家除却費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、倒壊又は建築材等の飛散のおそれのある危険な空家の除却を促進し、町民の良好な生活環境を保全するため、町内に存する空家の除去に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する蟹江町空家除却費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、蟹江町補助金等交付要綱（昭和53年要綱第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「空家」とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等のうち、建築物に附属する工作物及びその敷地を除く建築物であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

- (1) 町内に存する1年以上住居として使用されていない空家で、延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されていたものであること。ただし、当該空家が長屋又は共同住宅の場合にあっては、全戸において1年以上住居として使用されていないものに限る。
- (2) 木造であること。
- (3) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅に該当するものであること。
- (4) 個人が所有するものであること。
- (5) 所有権以外の権利が設定されていないものであること。ただし、当該空家の除却について当該権利の権利者の同意を得ているときは、この限りでない。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 補助対象空家の所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項の区分所有者を含む。）であること。ただし、補助

対象空家が共有又は区分所有である場合は、所有者全員の同意を得ていること（町長が支障ないと判断した場合は、所有者の代表者からの宣誓書に代えることができる。）。

(2) 町税の滞納がない者であること。

(3) 蟹江町暴力団排除条例（平成23年蟹江町条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 前項第1号に規定する所有者が死亡しており、相続登記がされていない場合は、相続人全員の同意を得ている者を補助対象者とすることができる。

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が除却工事業者に依頼して行う空家の除却工事（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。）であって、次に掲げる工事を除いたものとする。

(1) 空家の一部のみを除却する工事

(2) 他の制度に基づく補助金等の交付の対象となる工事

(3) その他町長が適当でないと認める工事

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が除却工事の請負業者に支払った補助対象事業に要する費用のうち、補助対象空家の除却に関わるものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に5分の4を乗じて得た額とし、20万円を上限とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（判定申請）

第7条 補助対象者であって補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請をする前に不良住宅判定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添

えて町長に提出しなければならない。

- (1) 空家の位置図
- (2) 空家の外観写真（複数の方向から撮影されたもので、一方向は正面玄関を含むものとする。）
- (3) 空家の内部写真（腐朽、破損等がある部位が判別できるものとする。）
- (4) その他町長が必要と認める書類
（不良住宅の判定）

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、現地調査を行い、住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条第1項の住宅の不良度の測定方法に基づき測定し、当該空家が不良住宅に該当するか否かを判定するものとする。

（判定結果の通知）

第9条 町長は、前条の規定により判定をしたときは、不良住宅判定結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（交付申請）

第10条 前条の規定により不良住宅に該当する旨の通知があった補助対象者であって、補助金の交付を受けようとする者は、空家除却費補助金交付申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 解体について所有者全員の同意を得たことが確認できる書類
- (2) 空家の使用状況報告書（様式第4号）
- (3) 登記事項証明書又は所有権を確認できる書類
- (4) 事業計画書（様式第5号）
- (5) 工事に要する費用の見積書
- (6) 施工業者の有する建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可証の写し又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく解体工事業の登録に係る通知書の写し
- (7) 町税の未納がないことを証明する書類
- (8) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第11条 町長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは空家除却費補助金交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その通知のあった日以後に工事に着手しなければならない。

(事業内容の変更)

第12条 交付決定者は、当該補助金の交付の申請内容を変更しようとするときは、空家除却費補助金変更承認申請書（様式第7号）に変更の内容が確認できる書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、空家除却費補助金変更承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(工事の中止)

第13条 交付決定者は、工事を中止しようとするときは、速やかに空家除却工事中止届（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 交付決定者は、工事が完了したときは、事業完了後30日以内又は当該年度の1月末日のいずれか早い日までに空家除却費補助金実績報告書（様式第10号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し又は請書の写し
- (2) 工事費請求書又は領収書の写し
- (3) 工事写真（工事前、工事中及び工事完了時が確認できるもの。）
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、空家除却費補助金確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第16条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して10日を経過する日までに、空家除却費補助金交付請求書（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第17条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第14条に定める期日までに、実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。